

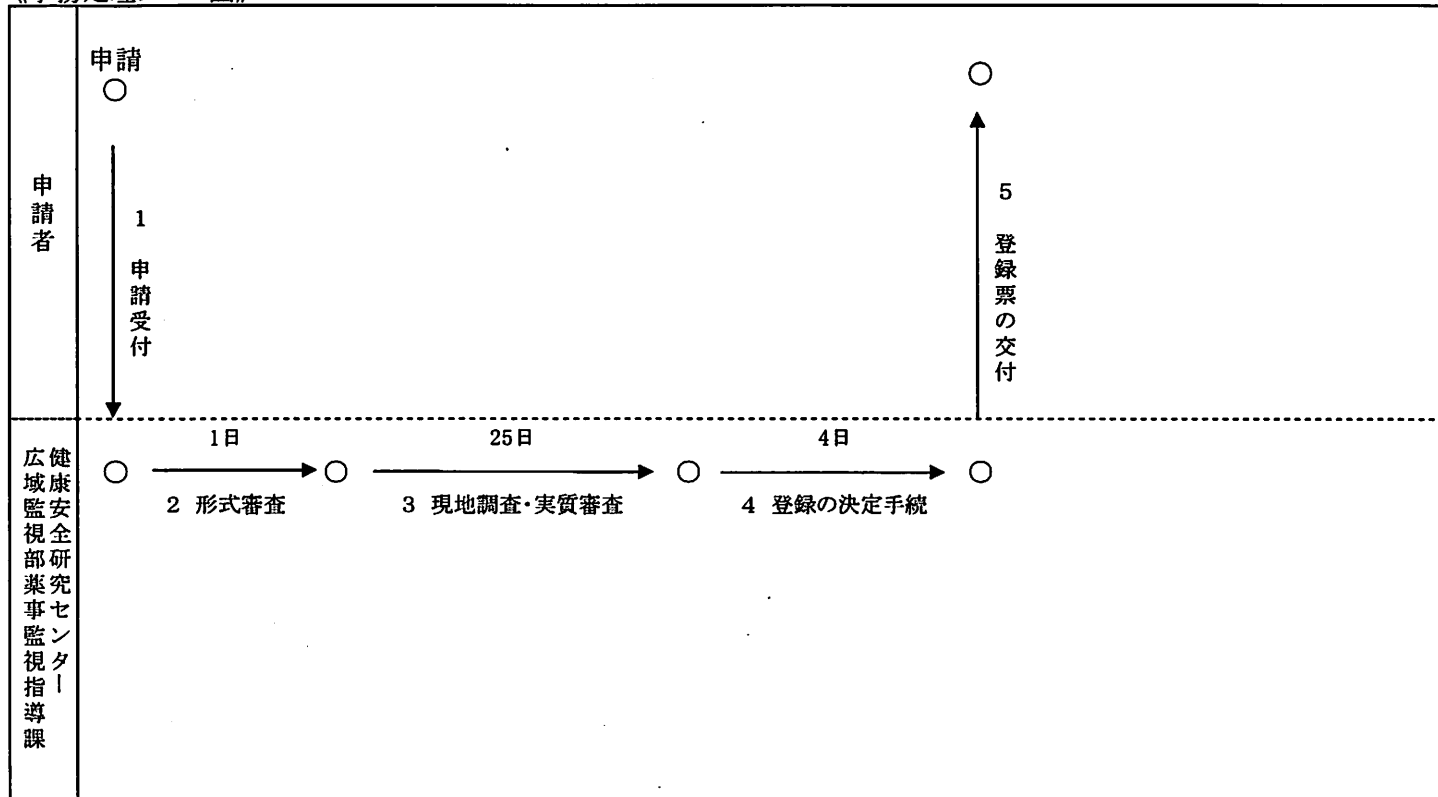
### 事務処理フロー図

事務名	毒物劇物製造業(輸入業)登録・登録更新
根拠法令	毒物及び劇物取締法第4条第1項・第4条第4項

作成部署 東京都健康安全研究センター 広域監視部 薬事監視指導課 薬事審査担当 電話03-5937-1027

標準処理期間計 | 30日

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	申請受付	窓口で申請書の受付をします。 (手数料をお支払いいただきます。)
2	形式審査	申請書に記載漏れや誤記がないかどうか、申請書に必要な書類が添付されているかどうかを審査します。
3	現地調査 実質審査	・毒物劇物監視員が現地調査を行います。 ・申請内容が「毒物及び劇物取締法」に照らし、審査基準を満たしているかどうか審査します。
4	登録の決定手続	登録の可否について、決定を行います。
5	登録票の交付	決定後に、申請者の方に登録票を交付します。